

当行の考え方

地方銀行の役割

銀行業界においては、平成10年9月期に、9行あった都市銀行は、平成13年4月に4つの金融グループに収斂され、今後も地方銀行をも巻き込んだ再編が加速してくるものと思われます。また、異業種によるインターネット専業銀行の参入など環境変化のスピードは、かつてないほど速まり、国内リテール市場での競争は、一段と激化することが予想されます。

当行では、このように厳しさを増す経営環境を21世紀に飛躍するための絶好のチャンスとして捉え、地域・業態を超えた再編・統合により、拡大するマーケットの隙間に対して効率的な経営資源の配分を行い、重点的に取り組んでいます。

具体的には、業務のアウトソーシング化や新人事制度の導入など、徹底的なコスト削減を図っています。一方、広範で多様化するお客様のニーズに合った、商品・サービスを提供するために、「インターネットバンキング」「モバイルバンキング」などのダイレクトチャネルの整備やデータベースマーケティングの高度化を目指し、業務効率化を図るための積極的な投資を行っています。

今後も、地域に貢献する地元金融機関として、お客様の顔の見える距離で、心のふれあいを大切に、お客様の立場に立ったアドバイスや相談に対応できるよう、「確かな信頼感のある、身近で便利なホームバンク」を目指していきます。

新会計基準への対応について

金融商品の時価会計

平成13年4月から始まる事業年度から、保有する金融商品を売買・満期保有・その他の目的別で区分し、その保有目的ごとの評価基準で評価し、含み損益を貸借対照表、損益計算書上に反映させることが必要となりました。当行では、平成12年9月期時点で、前倒しの適用を行いました。今後、リスク管理のさらなる高度化を図り、リスクに見合った適正な収益を確保する体制を構築していきます。

退職給付会計

平成12年度から企業がオフバランスで管理していた退職金・年金の給付に関する債務を貸借対照表上にオンバランスで管理することが必要となりました。当行では、平成12年3月期時点での前倒しの開示を行い、本来15年以内での処理が義務づけられている期間を短縮し、5年での早期処理を行っていくこととしています。

勧誘方針について

21世紀を展望した金融サービスに関わる基盤整備の一環として、預金、信託、保険、有価証券など基本的に全ての金融商品を対象に、金融サービスの利用者保護を目的とし、「金融商品販売法」が平成13年4月に施行されました。

当行では、本法の施行にともない、金融商品の勧誘にあたっての勧誘方針を定めました。今後も、今まで同様お客様のお役に立てるよう誠実に公正な勧誘のもと金融商品・サービスの提供に努めていきます。

勧誘方針

私たちは、金融商品の販売等に当たり次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います

1. 私たちは、お客さまの知識、経験、財産状況を踏まえ、お客さまの意向と実情に即した適切な勧誘を行います。
2. 私たちは、お客さま自身のご判断と責任においてお取引いただけるよう、商品内容やリスク内容などの事項について、書面その他適切な方法により、十分にご理解をいただけるよう努めます。
3. 私たちは、お客さまの信頼の確保を第一義とし、断定的な判断の提供や事実と異なる情報の提供など、お客さまの誤解を招くような勧誘を行いません。
4. 私たちは、お客さまのお申し出のない限り、深夜や早朝などお客さまの迷惑となる時間帯に、電話・訪問による勧誘を行いません。
5. 私たちは、お客さまにご満足いただける勧誘を行うべく、従業員一体となって研鑽に努めます。

平成13年4月1日
株式会社 京葉銀行
取締役頭取 綿貫弘一

ペイオフについて

ペイオフとは、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合、または、金融機関の営業免許の取消し、破産の宣告、解散の決議があった場合に預金保険機構が預金者に保険金を支払うことをいいます。

当行では、透明性の高い経営を行うことこそが、お客様の厚い信頼を勝ち得ることができる最大の方策であると認識しており、本ディスクロージャー誌や個人向けミニ・ディスクロージャー誌の発刊など情報開示に努めています。今後も、当行の健全性を積極的に開示し、ペイオフ解禁後もお客様が安心してお取引いただけるよう一層の努力を重ねていきます。

時期によって変わる保護の範囲

		～平成14年3月末	平成14年4月～ 平成15年3月末	平成15年4月～
預金 保険 制度 の 対 象 預 金 等	決済性預金 当座預金 普通預金 (別段預金)	全額保護	全額保護	
	決済性預金以外の預金等 定期預金 貯蓄預金 通知預金 納税準備預金 掛金 定期積金 金融債 元本補てん契約のある金銭信託		元本1,000万円までとその利息を保護 (残りの部分は預金買取)	
対 象 外	外貨預金 譲渡性預金 元本補てん契約のない金銭信託			保護対象外

預金保険制度の対象となる具体的な預金等

付保対象預金等		付保非対象預金等
当座預金	普通預金	外貨預金
通知預金	納税準備預金	譲渡性預金
貯蓄預金	掛金	元本補てん契約のない金銭信託
定期預金	定期積金	国債(注3)
別段預金	金融債	投資信託(注4)
元本補てん契約のある金銭信託 (ビッグなど貸付信託を含む)		日本銀行又は金融機関預金
上記の預金等を用いた積立・財形商品		無記名預金
国、地方公共団体(注1)		架空名義預金
公庫、公団、事業団その他の特殊法人(注2)		導入預金
		オフショア預金

(注1,2) 公金預金は、平成13年4月1日から保険金支払いの対象となりました。

(注3,4) 加盟金融機関が販売窓口となっている国債や投資信託などの有価証券は、加盟金融機関が破綻しても、そのことで返還されなくなることはありません。国債・投資信託は、分別管理されているので現物は保障されています。

自己資本比率について

自己資本比率は、銀行経営の健全性を示す重要な指標の一つであり、海外に拠点を持たない当行では、国内基準が適用され、4%以上であることが求められています。当行の自己資本比率は、平成13年3月期劣後債務などの負債性資本を取り入れず9.46%（連結ベース9.49%）を維持しており、国内基準の4%を大幅にクリアしています。また、基本的項目のみで8.52%を達成しています。今後もより健全な経営体質の維持・強化を図るべく、収益の積上げを中心として自己資本の一層の増強に努め、早期に自己資本比率10%台達成を目指していきます。

不良債権の処理について

米国の急激な景気減速や株価下落などから日本経済の先行きに対する慎重な見方が広まっており、海外景気の減速に伴う輸出の落込みや、内需の停滞、物価の下落などにより企業収益は悪化が予想されています。その一方で、バランスシートの改善や経営効率向上を目指した構造調整の動きがこれまで以上に強まることから、企業のリストラや産業再編が加速し、設備投資の減少や雇用・所得環境の一段の悪化が見込まれています。

このような環境の中、当行では、不良債権の完全処理を最優先の経営課題として捉え、達成すべく取り組んできました。平成12年度におきましては、積極的に直接償却を行ったほか、平成13年3月末時点で予知される不良債権についても、全て引当処理を行いました。

今後も引き続き、信用リスク管理の適切な運用を通して不良債権の新規発生防止に努めていくとともに、担保不動産の流動化を促進するなど、早期に不良債権の最終処理を行い、経営体質の強化を図っていきます。そして、地域のお客様からの信頼と、さまざまなニーズにお応えできるよう、経営内容の健全性と透明性の向上に努めていきます。

自己査定と償却・引当について

「自己査定」とは、資産内容の実態を正確に把握するため、保有する資産を個別に検討・分析し、「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」及び「破綻先」の5つの債務者区分を行い、さらに、担保・保証の検証と同時に債権回収の危険性や価値の毀損の危険性の度合に応じて4段階に分類するものです。そして、その結果に基づいて、厳格かつ適正な諸償却や諸引当を行っています。

破綻先・実質破綻先

担保・保証等による保全のない部分に対して全額を貸倒償却もしくは、個別貸倒引当金を計上しています。

破綻懸念先

担保・保証等で保全されていない部分のうち必要額を算定し、個別貸倒引当金を計上しています。

要注意先・正常先

個別の債務者ごとの償却・引当は行わず、与信残高総体に対して、貸倒実績率に基づき一括して一般貸倒引当金を計上しています。

リスク管理債権

当行は、銀行法に基づき「破綻先債権」「延滞債権」「3ヶ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」をリスク管理債権として開示しています。リスク管理債権は、貸出金ごとに延滞状況や貸出条件の変更等に基づいて分類するなど、回収の可能性の有無にかかわらず表示しており、全ての金額が回収不能となる訳ではありません。

(単位:百万円)

	平成12年3月期		平成13年3月期	
	銀行単体	連結	銀行単体	連結
破綻先債権額	10,618	13,122	6,924	7,061
延滞債権額	111,837	108,225	90,565	90,703
3ヶ月以上延滞債権額	4,172	4,239	2,710	2,769
貸出条件緩和債権額	4,159	4,159	16,924	16,924
合計 (A)	130,787	129,747	117,124	117,458
上記債権額に係る個別貸倒引当金残高	23,912	23,945	20,863	22,000
担保等保全額	93,857	93,461	75,101	74,238
一般貸倒引当金残高	12,851	12,934	12,412	12,461
合計 (B)	130,620	130,341	108,376	108,700
引当率 (B)/(A)	99.87%	100.46%	92.53%	92.54%

注:担保等保全額のうち土地については、主に平成12年度の路線価を基準にした金額です。

金融再生法基準の不良債権について

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、金融再生法）の施行により平成11年9月期より、資産の査定結果について開示することとなりました。当行では、平成11年3月期より新基準での開示を前倒して実施しています。平成13年3月期における開示債権額は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」357億円、「危険債権」621億円、「要管理債権」196億円、合計、1,175億円となっており、保全状況については、全体で、カバー率83.2%と今後の損失に備え、十分な水準にあります。

なお、「リスク管理債権額」1,171億円との乖離4億円は、貸出金以外の貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金などの債権です。

金融再生法基準による不良債権残高

(単位:百万円)

債務者区分	債権額A	左記に対する保全・引当金					保全不足額(C) に対する引当率 (%F/C)	カバー率 (B+F)/A
		担保等B	保全不足額C (A-B)	個別貸倒 引当金D	一般貸倒 引当金E	引当金計F (D+E)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	35,775	31,675	4,100	4,100		4,100	100.0%	100.0%
危険債権	62,170	36,990	25,180	16,784		16,784	66.6%	86.5%
要管理債権 (うち3ヶ月以上延滞債権) (うち貸出条件緩和債権)	19,635 (2,710) (16,924)	6,871	12,763		1,484	1,484	11.6%	42.6%
合計	117,580	75,536	42,043	20,884	1,484	22,368	53.2%	83.2%
正常債権	1,920,813							

注:担保等は、主に平成12年度路線価で評価し、処分リスク掛目を乗じた金額です。

リスク管理債権と金融再生法基準の不良債権との関係

(単位:百万円)

自己査定における債務者区分 (対象:総与信)		金融再生法基準 (対象:与信関連資産)		リスク管理債権 (対象:貸出金)			
		うち貸出金					
破綻先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権	35,345	6,924	破綻先債権	6,924	
実質破綻先		危険債権	62,170	28,420	延滞債権	90,565	
破綻懸念先		要管理債権	19,635	2,710	3ヶ月以上延滞債権	2,710	
要注意先	要管理先	(注)要管理債権は貸出金のみ		16,924	貸出条件緩和債権	16,924	
	要管理先以外の要注意先						
正常先		小計	117,580	小計	117,124	合計	117,124
		正常債権	1,920,813		1,842,924		
		合計	2,038,393	合計	1,960,049		

リスク管理体制

銀行は、信用リスク、市場性リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなど、業務を営んでいくうえで、さまざまなリスクを抱えています。また、金融業務が多様化・複雑化していく中で、これらのリスクが銀行経営に及ぼす影響も大きくなってきています。こうした環境の中、当行では各種リスクの特性を勘案したうえで、リスクの状況を正確に把握・分析して経営陣に報告し、各リスクを的確に管理していくことにより「経営の健全性」の確保と「収益の安定性」を図るため、リスク管理体制の整備に取り組んでいます。

信用リスク管理

信用リスクとは、銀行の主要資産である貸出金やオフバランス取引において、取引先の倒産・経営の悪化により、元本や利息の支払が契約通りに履行されなく債務不履行となるリスクのことです。当行では、信用リスク管理の厳格化を図るため、従来から審査部門である融資第一部と推進部門である営業統括部を分離して、厳格な審査・管理体制を敷いております。さらに、信用格付けに基づいて貸出審査・管理を行い、個別取引先の信用リスク管理の強化を図っています。また、貸出資産につきましては、業種別・規模別・商品別等あらゆる角度から分析を行い、バランスのとれた与信ポートフォリオの構築を心がけるとともに、信用リスク管理の一層の高度化を図るために、信用リスクの計量化に取り組んでいます。

市場性リスク管理

市場性リスクとは、金利、株価、外国為替などの市況変動によって、保有する資産・負債の価値が変動するリスクのことです。今日、市場業務の高度化・多様化が進んでいるうえ、金融環境が不透明さを増してきており、市場性リスクを適切に管理することの重要性が一段と高まっています。また金融商品の時価会計が導入され、有価証券等に関する市場性リスク管理もより重要となっています。当行では、市場性リスクを証券国際部がモニタリングし、総合企画部リスク管理室及び毎月開催されるALM委員会に報告する体制となっています。リスク管理の手法としては、時価評価、10BPV等の各種リスク指標があり、ALM委員会で検討、分析を行っています。

BPV(ベース・ポイント・バリュー)
金利が0.01%変化したときの損益変化のことです。



流動性リスク管理

流動性リスクとは、銀行の財務内容の悪化等により、現在または将来必要な資金の調達に困難となり、資金繰りが逼迫するリスクのことです。当行では、流動性リスクは銀行経営に重大な影響を与えることを認識し、安定的な流動性の確保と不測の事態にも対応できる資金調達枠の管理を行うことを基本方針としています。証券国際部が円貨・外貨の資金繰りを所管し、総合企画部リスク管理室が流動性リスク全体を統括する体制としています。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。当行では、営業店の事務処理レベルの向上を図るため、事務部事務企画課による事務指導臨店を定期的実施し、営業店管理職との面接や事務処理の実態調査、勉強会などを行っています。これにより事務取扱いの問題点の確認とその改善方法、管理体制強化の方策等について、本部・営業店一体となって協議しレベルアップを図っています。そのほか、営業店役席者のレベルアップを目的とした「役席クリーンアップ運動」の定期的な実施、営業店全行員による年2回の業務習得度自己チェックの実施、営業店からの問い合わせが多い項目については事務取扱規定とは別に分かりやすいマニュアルを作成するなど、事務リスクを発生・拡大の段階から最小限にとどめるよう努力していきます。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムにかかわる事故や不正などのため、損失や不利益を被るリスクのことです。当行では、オンライン回線、オンラインシステム、お客様の元帳、電気設備等を万一の場合に備えバックアップ用に二重に持つことにより、お客様にご迷惑をおかけしないよう対策を講じています。たとえば、コンピュータセンターが大規模災害などで使用できなくなるような事態に陥ったとしても、共同のバックアップセンターに設置してあるコンピュータに切り替えることによって、何ら支障をきたすことなく業務を継続できる体制を取っています。最近では、コンビニエンスストアや郵便局でのATMを使った入・出金や照会、さらにインターネット、携帯電話を利用した資金移動や照会などのサービスの提供も行っていきますが、今後も引き続き、最新技術を駆使したセキュリティ対策を行っていくことで、お客様に安心してご利用いただけますよう取り組んでいきます。

ALM管理体制

預金・貸出金にかかわる銀行自身の各種リスク、市場性リスク、流動性リスクを適正に集中管理するのが、いわゆる「ALM（資産・負債の総合管理）」です。

当行では経営層をはじめ関連部の担当役員をメンバーとするALM委員会を毎月開催し、専門スタッフによる金利予測、ギャップ分析、BPV、シミュレーションによるリスクと収益動向の分析を踏まえ、資産と負債のバランスを適正に管理しながら安定的な収益確保に努めています。

ALM(Asset Liability Management)

日本語で資産・負債総合管理と訳されます。ALMは、米国の大手商業銀行がまず導入し、日本の銀行は金融の自由化が進展し始めた1980年代初めに導入しました。金融自由化の進展にもなう市場レート変動の影響によって収益が悪化する可能性を市場性リスクといいますが、それを回避するために、金利予測を前提に、資産と負債を総合的に管理し、リスクをコントロールしながら収益の極大化や安定化を図るリスク管理手法です。

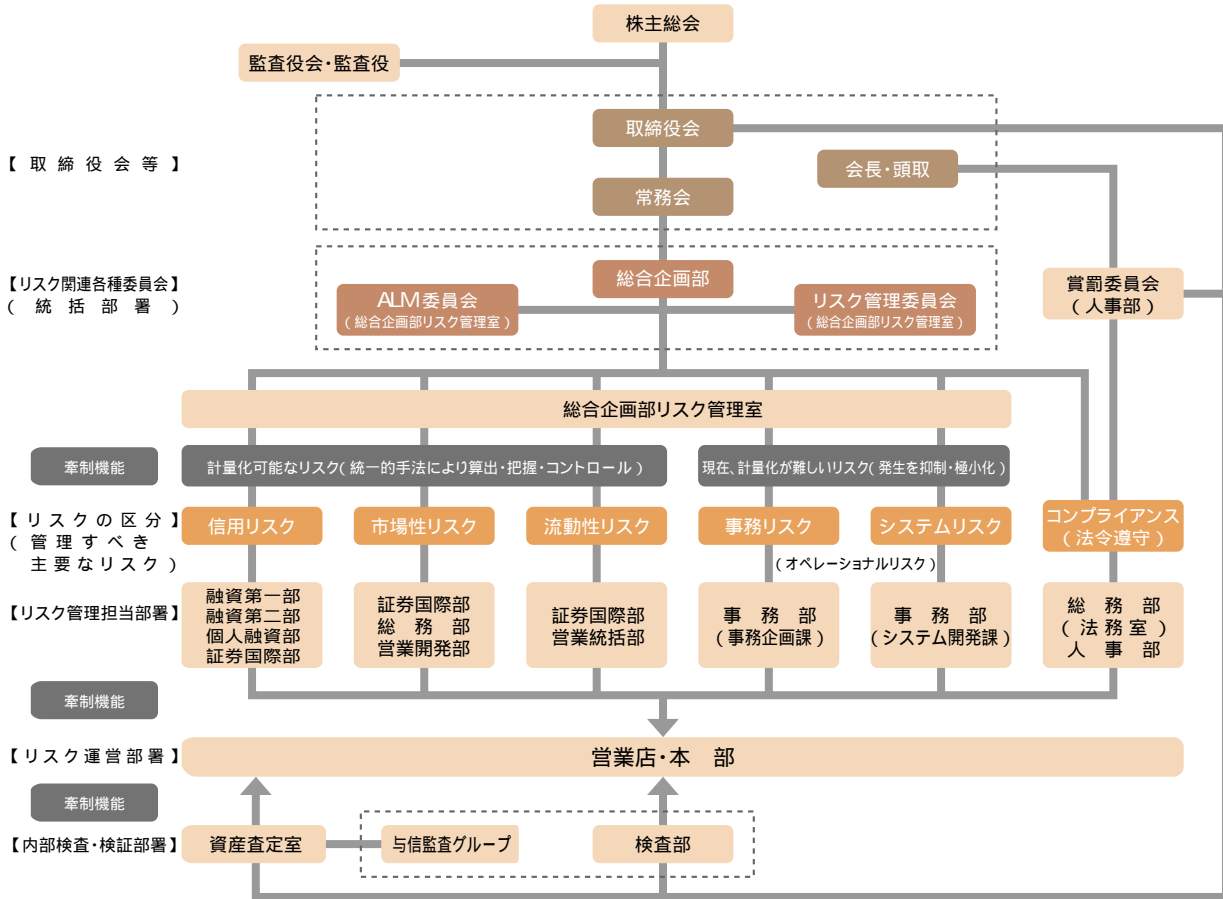
総合リスク管理

リスク管理にあたっては、銀行のリスクが多様化・複雑化する中、信用リスク、市場性リスク、流動性リスクなどを個々に管理するだけでなく、計量化できるリスクを一元的に管理し、体力の範囲内で適切にコントロールしていくことが必要です。

当行は、平成10年4月に総合企画部内に経営管理グループを設置、以後、各種リスクを統合的に管理する部署として、平成11年7月リスク管理グループ、平成13年4月にリスク管理室に組織変更し、リスクの全行的な視点からのモニタリングや、リスク管理委員会の事務局として各リスク担当部署を統括するほか、総合的なリスク管理に向けて各種リスク管理規定の制定等、体制・インフラの整備を進めています。



当行のリスク管理体制



コンプライアンス

コンプライアンスとは「法令遵守」「企業順法」ということです。
 この場合、法令遵守のみならず企業ルール、企業倫理をも含めた概念をさします。
 日本版ビッグバンによる金融自由化が進展してきていますが、自由化にはそれに見合う自己責任、自己規律が求められています。

コンプライアンス強化の取組み方針

当行では、お客様、株主の皆様はじめマーケットからみた企業価値の創造として、コンプライアンスの強化が重要と認識し取り組んでいます。

金融機関及び役職員の法令等の遵守態勢確立のため、平成10年6月に「私達の行動規範」及び「法令遵守ガイダンス」等を制定し、全役職員がこれらの遵守を宣誓いたしました。

具体的な取組み

コンプライアンス体制

コンプライアンスの組織として総務部担当取締役をコンプライアンス担当役員に、総務部法務室をコンプライアンスの統括部署として、本部各課及び全営業店に法令遵守担当者を配置し、職場での啓蒙やコンプライアンス研修を行ってその浸透に力を入れています。

コンプライアンスファイル

役職員全員が京葉銀行の企業倫理を確立するために「コンプライアンスファイル」を所持し、日常生活、業務行動において指針・手引書として活用しています。

内容	私達の行動規範 法令遵守ガイダンス 融資取組時の規範 反社会的勢力に関する対応マニュアル
----	---



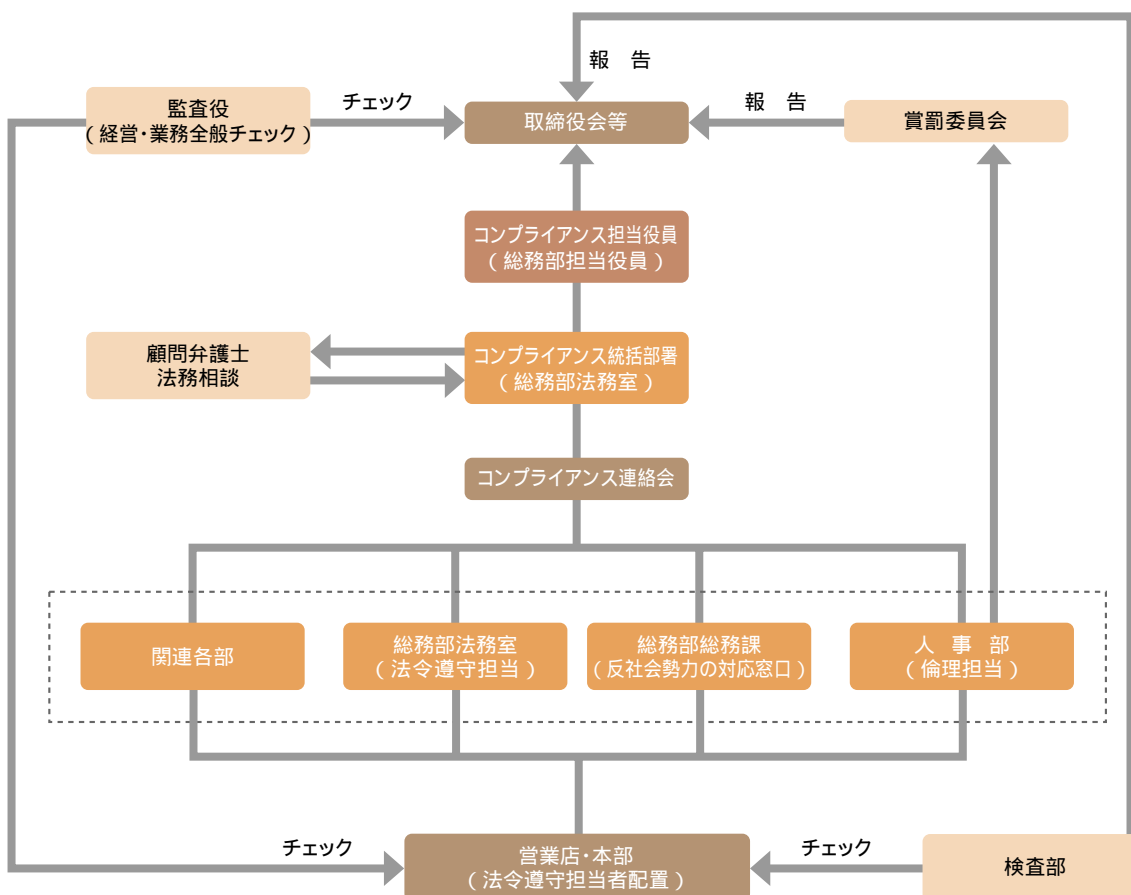
コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス体制充実のための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を各年度ごとに取締役会（最高責任機関）で策定し、これに基づき行員のコンプライアンス研修や法務関連情報の提供、銀行業務に関する法務相談、コンプライアンスに関する規定の整備、新たな法律施行への行内対応等諸施策を展開しています。

その他

役職員の法令遵守状況の監査モニタリングを客観的かつ中立的な立場から検査部、監査役により2次チェック、3次チェックとして行い、経営陣に対し適切な提言をし、該当部店に対して必要な指導をする機能を担っています。

また定期的に本部所管部による「コンプライアンス連絡会」、「監査役連絡会」を定期的開催し、コンプライアンスに対する方針等を協議しています。



- ・チェックリストによるチェック(法務室)
- ・支店巡回(人事部)
- ・証券業務(証券国際部)
- ・検査、部分検査(検査部)
- ・外部との契約に係る書類の点検・質問書による法務の相談(法務室)
- ・事務指導(事務部)